

## ○広報あかいわ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、赤磐市広告掲載取扱要綱（平成23年赤磐市告示第80号。以下「要綱」という。）に基づき、広報あかいわに掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、要綱に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報あかいわ 赤磐市（以下「市」という。）が発行する広報紙をいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、赤磐市の公式ホームページなどインターネット上では公開しない。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告は、広報あかいわに表示するものとし、その規格、掲載位置は別途仕様書で定める。

(広告の表示期間)

第4条 広告の掲載期間は、各月号を単位とする。

(広告の範囲)

第5条 要綱及び赤磐市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、掲載できない広告に関する基準は次の各号による。

- (1) アクセシビリティに配慮されていない配色のもの
- (2) その他広報あかいわに掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

(広告取扱業者の選定)

第6条 広告を表示できるもの（以下「広告取扱業者」という。）は、広告代理店とし、赤磐市財務規則に基づき随意契約により決定する。

- 2 前号により決定された広告取扱業者は、市と広報紙広告に関する契約を締結するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告原稿は、市ホームページに広告の掲載を希望する事業者（以下「広告主」という。）又は広告取扱業者が第5条の規定に基づき作成するものとする。

- 2 前項の規定による広告原稿作成に関する経費は、広告主又は広告取扱業者の負担とする。
- 3 広告取扱業者は、作成した広告原稿のほか必要書類等を添えた赤磐市広告掲載申込書を市が指定する期日までに、市に提出するものとする。

(広告内容の審査)

第8条 市長は、前項の規定により原稿の提出があったときは、その内容について、申込書の記載内容と相違していないこと、第5条各号に該当しないこと、その他提出された原稿が適当であることを確認しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、広告主から提出された原稿が適当でないと認めたときは、広告取扱業者を通じ、広告主に対し原稿の内容変更を求めるものとする。

(広告主の要件)

第9条 広告主は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- ア 岡山県内に本店、支店又は営業所を有する法人及び個人事業者
- イ 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条に定める暴力団又は暴力団員等であると認められない者
- ウ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体及びその団体に属しない者
- エ 法令等に違反していない者
- オ 事業所所在地の市町村税の滞納の無い者
- カ 赤磐市税の滞納の無い者

(掲載申込み)

第10条 広告主は、広告取扱業者に対し、広告掲載申込書、暴力団排除に係る誓約書、会社の事業概況がわかる会社案内等の資料及び国・県・市町村民税等の滞納がないと証明できるもの等の必要書類を提出し、広告の掲載申込みを行うものとする。

(広告主の決定)

第11条 広告取扱業者は第10条の規定により広告主から掲載申込みがあった場合、その内容が第5条及び第9条の規定に反していないか確認の上、第7条第3項の規定による赤磐市広告掲載申込書の提出時に市長に通知するものとする。

- 2 市長は、第7条第3項の規定による赤磐市広告掲載申込書の提出があった場合で必要と認めるときは、広告取扱業者を通じ、広告主に資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、第5条及び第9条の規定により掲載の可否を決定し、赤磐市広告掲載可否決定通知書により通知する。

(掲載料の納入)

第12条 広告取扱業者は、市長が指定する期日までに市が発行する納付書により広告掲載料を納入しなければならない。

(広告の掲載)

第13条 市長は、広告掲載料が納入され、かつ、第8条の規定により提出のあった原稿が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告掲載承認の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の承認を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告取扱業者が掲載料を納入しなかったとき。
  - (2) 指定された期日までに広告取扱業者が原稿を提出しなかったとき。
  - (3) 第8条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
  - (4) その他広報あかいわへの広告掲載が不相当であると判断したとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合において、広告取扱業者及び広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わず、既納の掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取りやめの申出)

第15条 広告主は、広告取扱業者を通じ、赤磐市ホームページ広告掲載取りやめ申出書を市長に提出することにより、広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、これを認め、広告掲載をとりやめるものとする。

(掲載料の不還付等)

第16条 市長は、広告取扱業者の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告料を返還しない。

2 広告取扱業者は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(広告取扱業者の責務)

第17条 広告取扱業者は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱業者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告取扱業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年3月20日から施行する。